

令和6年災第2号市道金沢瀬田蔵線道路災害復旧工事（その2）技術資料等作成要領

令和8年7月27日付けの公告に基づき、令和6年災第2号市道金沢瀬田蔵線道路災害復旧工事（その2）の公募型指名競争入札にかかる技術資料等の作成及び提出に当たり、公告に記載されていない事項については、この技術資料等作成要領によるものとする。

1 技術資料等の作成及び提出

本件入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、次により技術資料等を提出するものとする。

（1）技術資料等の内容

ア 提出書類

- | | |
|-----------------------|-----------|
| （ア）入札参加資格確認申請書 | （様式第1－1号） |
| （イ）公募型指名競争入札技術資料 | （様式第1－2号） |
| （ウ）資本関係又は人的関係のある事業者報告 | （様式第2号） |
| （エ）同種工事の施工実績 | （様式第3号） |
| （オ）配置予定技術者の資格及び工事経験 | （様式第4－1号） |
| （カ）配置予定技術者の資格及び工事経験 | （様式第4－2号） |
| （キ）共同企業体協定書の写し | （様式第5号） |
| （ク）使用印鑑届 | （様式第6号） |
| （ケ）印鑑証明書 | |

イ 技術資料等作成に関する留意事項

技術資料等は（2）及び各様式記載の記入要領に基づき作成することとし、A4版横書き左縦とじとし、綴り紐等によりまとめること。

（2）技術資料等の記入要領

ア 同種工事の施工実績（様式第3号）

- （ア）共同企業体の代表者・・・平成28年度以降に工事が完成し、引渡しが完了しているφ190mm以上の鋼管杭工を元請けとして施工した実績を記載すること。
（共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が30%以上のものに限る。）
- （イ）共同企業体の構成員・・・平成28年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋挿入工を元請けとして施工した実績を記載すること。
- （ウ）記載にあたっては、公共工事の施工実績及び鳥取市内での施工実績を優先して記入すること。

なお、該当工事の請負契約書の写し及び同種工事の判断ができる内容の工事カルテ又は施工証明等を提出すること。ただし、共同企業体で施工したものは協定書

の写しを添付すること。

- イ 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第4－1号）・・・共同企業体の代表者
（ア）配置予定技術者については、2名を限度に記載し、その者の資格（監理技術者資格者証）について、記載すること。

※落札した場合は、原則として、本書に記載した技術者の中から本工事の技術者を選任すること。

なお、配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）が確認できる書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））及び、資格者証、監理技術者講習修了証、合格証明書等の写しを添付すること。

- （イ）工事経験については、平成28年度以降に完成し引き渡しが完了しているφ190mm以上の鋼管杭工を元請けとして施工した実績を記載（当該工事に従事していたことを確認できる資料を添付）すること。ただし、共同企業体の構成員における施工実績については、出資比率が30%以上のものに限り、当該工事に現場代理人として従事した者については、当該施工時に監理技術者の資格を有しているものに限る。

- ウ 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第4－2号）・・・共同企業体の構成員（代表者を除く。）

- （ア）監理技術者又は主任技術者については、配置予定技術者は2名を限度に記載すること。

※落札した場合は、原則として、本書に記載した技術者の中から本工事の技術者を選任すること。

- （イ）工事経験については、平成28年度以降に完成し引き渡しが完了している鉄筋挿入工を元請けとして施工した実績を記載（当該工事に従事していたことを確認できる資料を添付）すること。

なお、配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを添付すること。

- エ 共同企業体協定書の写し（様式第5号）

協定書の副本は、印影の鮮明なものとする。

- オ 使用印鑑届（様式第6号）

入札、契約の締結、請負代金の請求、受領等に使用する印鑑を押印すること。

（3）技術資料等の提出

- ア 提出期間及び時間

公告の日から令和8年8月7日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。

イ 提出場所

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

鳥取市都市整備部道路課（鳥取市役所本庁舎）

問合せ先電話 0857-30-8354

ウ 提出方法

1部を持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかに限る。）

なお、いずれの方法による場合も、アの期間内にイの提出場所へ、（1）のアに掲げる全ての書類の提出を要する。

2 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市都市整備部道路課とする。

（電話 0857-30-8354）

（2）技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（3）技術資料等提出された書類は、返却しない。